

地震編（非木造）

調査票記入の手引き

（１）通常の地震被害により損傷した住家

１）第１次調査票

i) 調査票記入にあたっての留意事項

黒地に白抜き数字の項目が現場で調査する項目です。「判定へ」等の指示がない限り、１から順番に全ての項目についての調査を実施します。

白地の項目（調査日、調査員名、所在地、世帯主等）は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。

ii) 調査項目部分の記入

「２．住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックをいれます。

「３．配置状況」は、これから判定しようとしている住家の範囲（居住の用に供されていると推定される部分）が分かるように記入して下さい。建物の外形を詳細に再現する必要はありません。

※判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。

「４．応急危険度判定」については、危険、要注意、調査済、不明のいずれかに○をつけてください。また、応急危険度判定のステッカーに記載されているコメントの要点を転記してください。転記に代えて、ステッカーの写真を撮影しても良いでしょう。

「５．外観」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。

「６．傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは120cmとしています。

「７．傾斜確認」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。

「８．柱梁の確認」は外観目視により柱又は梁を確認できる場合は「ア」に、柱及び梁を確認できない場合は「イ」にチェックをし、それぞれ矢印に従って部位ごとの判定を行います。「ア」と「イ」で調査部位が異なるので注意してください。

「９」～「11」は、損傷程度毎に該当する損傷面積率の列の値（損害割合）に○印をつけてください。その際、**面積率の合計は100%を超えない**ようにしてください。面積率について、20%刻みで判定しづらいものについては、同一の損傷程度で複数の面積率の列の値に○をつけても構いません。（「～10%」の列の値とその他の何れかの面積率の列の値に○をつけることにより、10%刻みで判定することができます）

※ただし、「9. 柱又は梁」では柱、梁についてそれぞれ調査を行い、損害割合の大きい方の値を採用します。具体的には、損傷程度毎に該当する損傷面積率の列の値（損害割合）に、柱は×印、梁は✓印等、異なる印をつけ、それぞれ合計値を「計」欄に記入し、最終的に損害割合が大きい方の部位の合計値およびその損傷程度毎に該当する損傷面積率の列の値（損害割合）を○印で囲む等の方法が考えられます。

なお「9. 柱又は梁」における損害割合の合計が45以上（損傷率75%以上）となった場合、「判定」に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。

「12. 設備等」について、高架水槽・受水槽、外部階段等の外部から目視できる設備について、損傷の状況及び損害割合を記入します。損害割合は15%の範囲内で適宜判断します。

※配線・配管等、外部から目視できない設備は、設備等に含まれていないことに留意してください。

「12」で調査終了です。「損害割合算出表」に従って計算し判定します。

iii) 損害割合算出表の記入

「8. 柱梁の確認」にて「ア 外観目視により柱又は梁を確認できる場合」又は「イ 外観目視により柱及び梁を確認できない場合」のいずれを選んだかを確認してください。

■ 「ア 外観目視により柱又は梁を確認できる場合」を選択した場合

「ア」の傾斜無の表において、「9. 柱又は梁」と「11. 雑壁・仕上等」と「12. 設備等」それぞれで○をつけた値の合計値をそれぞれの部位の欄に記入し、各合計値の和を「計あ」に記入してください。「6 傾斜」の平均値が2 cm未満の場合は、「計あ」が住家の損害割合となります。

※「9」などの番号は、上の黒地に白抜き数字と合致しています。

「6. 傾斜」の平均値が2 cm以上の場合は、傾斜有の欄にも記入してください。「11. 雑壁・仕上等」と「12. 設備等」に20%を加えた値が損害割合「計い」となります。「計あ」と「計い」の大きい方の値が住家の損害割合となります。

■ 「イ 外観目視により柱及び梁を確認できない場合」を選択した場合

「イ」の傾斜無の表において、「10. 外壁」と「12. 設備等」それぞれで○をつけた値の合計値をそれぞれの部位の欄に記入し、各合計値の和を「計う」に記入してください。「6 傾斜」の平均値が2 cm未満の場合は、「計う」が住家の損害割合となります。

※「10」などの番号は、上の黒地に白抜き数字と合致しています。

「6. 傾斜」が2 cm以上であった場合のみ、傾斜有の欄を使用します。「12. 設備」に20%を加えた値が損害割合「計え」となります。「計う」と「計え」の大きい方の値

が住家の損害割合となります。

「判定」の欄に損害割合を記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

2) 第2次調査票

i) 調査票記入にあたっての留意事項

黒地に白抜きの数字の項目が現場で調査する項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。

白地の項目（調査日、調査員名、所在地、世帯主等）は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。

ii) 調査項目部分の記入

「2．住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックをいれます。

「3．外観」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。

「4．傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは120cmとしています。

「5．傾斜確認」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。

「6」では、判定する世帯の住家の平面図を記入します。

「7．構造の確認」で、当該住家の構造方法を確認し、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造のいずれかにチェックをします。それぞれの指示に従って、「8．柱（又は耐力壁）」で調査する部位を決めます。

■鉄骨造の場合

※鉄骨造の場合で、柱が見える場合は柱の本数で損傷率を判断します。

柱が見えない場合は、耐力壁のブレース数で損傷率を判断します（この場合損傷程度は程度Ⅲまでとなります）。

さらに耐力壁も確認できない場合は、外部仕上げの面積率で損傷率を判断します（この場合損傷程度は程度Ⅲまでとなります）。

■鉄筋コンクリート造の場合

※ラーメン構造の場合、柱の本数率で損傷率を判断します。

※壁式構造の場合、耐力壁の面積率で損傷率を判断します。

「8」～「12」について、損傷程度毎に該当する損傷面積率の列の値（損害割合）に○印をつけてください。その際、**面積率の合計は100%を超えないように**してください。面積率について、20%刻みで判定しづらいものについては、同一の損傷程度で複数の面積率の列の値に○をつけても構いません。（「～10%」の列の値とその他の何れかの面積率の列の値に○をつけることにより、10%刻みで判定することができます）

※「10. 床・梁」は、床、梁について、それぞれ調査を行ってください。

「11. 柱（又は耐力壁）」について、損害割合が38%以上となった場合、「判定」に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。

損傷程度と面積率の表が一つですので、例えば、床は該当する欄の数字の左に×印、梁は該当する欄の右に✓印とする等、別々に合計できるよう工夫してください。

なお、梁の損害割合が8%以上となった場合、「判定」に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。

「12. 設備等（住家内）」について、台所、浴室は該当する損傷の状況に○印をつけ、損害割合の欄に該当する損傷割合を記載します。その他の欄は、浴室及び台所以外の水廻りの衛生設備等について被害があった場合に適宜、利用してください。

「14. 設備等（住家外）」について、高架水槽・受水槽、外部階段等の外部から目視できる設備について、損傷の状況及び損害割合を記入します。損害割合は5%の範囲内で判断します。

※配線・配管等、外部から目視できない設備は、設備等に含まれていないことに留意してください。

「14」で調査終了です。「損害割合算出表」に従って計算し、判定します。

iii) 損害割合算出表の記入

傾斜無の表において、「8. 外部仕上・雑壁・屋根」～「14. 設備等（住家内）」のそれぞれで○をつけた値の合計値をそれぞれの部位の欄に記入し、各合計値の和を「計あ」に記入してください。「4. 傾斜」の平均値が2cm未満の場合は、「計あ」が住家の損害割合となります。

※「8」などの番号は、上の黒地に白抜き数字と合致しています。○をつけた値を該当する欄に記入してください。

「10. 床・梁」は、「10」の「床計」、「梁計」のうち、大きい方を記載します。

「4. 傾斜」が2cm以上であった場合のみ、傾斜有の欄を使用します。「8. 外部仕上・雑壁・屋根」、「9. 内部仕上・天井」、「12. 設備等（住家外）」、「13. 建具」、「14. 設備等（住家内）」の損害割合の和に、傾斜の20%を加えた値が損害割合「計い」となります。「計あ」と「計い」の大きい方の値を住家の損害割合として採用します。「判定」の欄に損害割合を記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

（２）地盤の液状化等により損傷した住家

1）第１次調査票

i）調査票記入にあたっての留意事項

黒地に白抜きで数字の項目が現場で調査する項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1 から順番に全ての項目についての調査を実施します。

白地の項目（調査日、調査員名、所在地、世帯主等）は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。

ii）調査項目部分の記入

「地盤」の潜り込み等により損傷した住家の場合、「地盤」の欄の該当箇所にチェックを入れます。

「不同沈下」により損傷した住家の場合、「6．傾斜」の平均値を転記し、「不同沈下のある傾斜」の欄の該当箇所にチェックを入れます。

「地盤」「不同沈下」双方により損傷した住家の場合、双方の該当箇所にチェックを入れます。

「判定」の欄に「地盤」「不同沈下」いずれかの結果で得られた損害割合（「20%以上40%未満」等）を記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

※「地盤」による損傷と、「不同沈下」による損傷、双方による損傷がみられる場合は、値が大きい方を損害割合として採用します。

2) 第2次調査票

i) 調査票記入にあたっての留意事項

黒地に白抜き数字の項目が現場で調査する項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。

白地の項目（調査日、調査員名、所在地、世帯主等）は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。

ii) 調査項目部分の記入

「地盤」の欄の該当箇所にチェックを入れます。

なお、「☐ 床上1 m まで地盤面下に潜り込み」を選択すると、損害割合 50%以上、全壊判定となり、「判定」の欄に損害割合を記入し、「全壊」にチェックを入れて終了です。

「不同沈下のある傾斜」の欄の該当箇所にチェックを入れます。

なお、「☐ 6 cm 以上」を選択すると、損害割合 50%以上となり、全壊判定となり、「判定」の欄に損害割合を記入し、「全壊」にチェックを入れて終了です。

iii) 計算方法早見表の確認

「地盤」「不同沈下」各々で損害割合 50%未満の場合、縦軸の「傾斜」と横軸の「地盤（潜り込み）」のマトリックスのうち、該当部分が重なる箇所を確認します。

例えば、「地盤」が「☐ 床上まで地盤面下に潜り込み」、「不同沈下のある傾斜」が「☐ 2 cm 以上 6 cm 未満」の場合、マトリックスでは へ誘導されます。

iv) 損害割合算出表の記入

誘導に従い、「☐」～「☐」のうち、該当箇所を記入します。「8．外部仕上・雑壁・屋根」～「14．設備等（住家外）」の各欄は、第2次調査票の損害割合算出表の「傾斜無し」の値を参照して記入します。また、「☐」～「☐」、「☐」～「☐」の場合、柱の損害割合に10を加えます。ただし、最大50とします（もとの損害割合が「45」の場合、「45+10=55」→「50」）。さらに、「☐」～「☐」及び「☐」の場合、最上段はそれぞれ調査票にある指示通りに記入します（例えば「☐」の場合、「ク：一階の床面積割合」×20をした値を記入します）

「計」にその合計値を記入します。合計時には、「10．床・梁」・「11．柱（又は耐力壁）」・「12．設備等（住家内）」の欄については、表にあらかじめ数値の記載がある場合には、その数値を損害割合として加算します。例えば「☐」の場合、不同沈下がある場合には「35」、無い場合には「25」を加算します。なお、「☐」「☐」「☐」「☐」「☐」の場合、「11．柱（又は耐力壁）」の損害割合が38%以上の場合は、その他の部位の損害割合にかかわらず全壊と判定します。

「判定」欄に合計値を記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。